ＩＰ通信網サービス契約約款　別冊（シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス）　【現改比較表】2026年2月6日現在

～2026年2月28日

（令和７年10月１日現在）

目次（略）

第１章～第11章（略）

別記（略）

料金表

通則１～３（略）

４（略）

４の２　３の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第１表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第１（利用料金）５（第６種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの）の５－２－３（ユニバーサルサービス料）及び５－２－３－１（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

５～14（略）

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１　利用料金

１～４（略）

５　第６種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの

５－１　適用

区別	内容
(1)～（3）（略）	（略）
(4)　ユニバーサルサービス料の適用	５－２－３に規定するユニバーサルサービス料は、ＩＰセントレックス番号１番号ごとに適用します。
(5)　電話リレーサービス料の適用	（略）
(6)～（10）（略）	（略）

５－２　料金額

５－２－１　利用料（略）

５－２－２　付加機能利用料（略）

５－２－３　ユニバーサルサービス料

（月額）

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	（略）	（略）
備考　（略）		

５－２－３－１　電話リレーサービス料（略）

2026年3月1日～

（令和８年３月１日現在）

目次（略）

第１章～第11章（略）

別記（略）

料金表

通則１～３（略）

４（略）

４の２　３の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第１表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第１（利用料金）５（第６種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの）の５－２－３（電話ユニバーサルサービス料）、５－２－３－１（電話リレーサービス料）及び５－２－３－２（ブロードバンドユニバーサルサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

５～14（略）

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１　利用料金

１～４（略）

５　第６種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの

５－１　適用

区別	内容
(1)～（3）（略）	（略）
(4)　電話ユニバーサルサービス料の適用	５－２－３に規定する電話ユニバーサルサービス料は、ＩＰセントレックス番号１番号ごとに適用します。
(5)　電話リレーサービス料の適用	（略）
(6)～（10）（略）	（略）
(11) ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用	５－２－３－２に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料は、特定加入者回線１回線ごとに適用します。

５－２　料金額

５－２－１　利用料（略）

５－２－２　付加機能利用料（略）

５－２－３　電話ユニバーサルサービス料

（月額）

区分	単位	料金額
電話ユニバーサルサービス料	（略）	（略）
備考　（略）		

５－２－３－１　電話リレーサービス料（略）

５－２－３－２　ブロードバンドユニバーサルサービス料

（月額）

区分	単位	料金額
ブロードバンドユニバーサルサービス料	１の特定加入者回線ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた回線単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに

ＩＰ通信網サービス契約約款　別冊（シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス）　【現改比較表】2026年2月6日現在

～2026年2月28日	2026年3月1日～
	総務大臣に認可を受けた回線単価と同額に消費税相当額を付した額)
	備考　基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価及びその適用期間は、当社のＷｅｂサイト（https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html）に掲載するものとします。 　また、基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価が月額で定められていない場合のブロードバンドユニバーサルサービス料の取扱いについても当該Ｗｅｂサイトに定めるところによります。
５－２－４　ダイヤルアウト通信料（略） 第２（略） 第２表～第３表（略） 料金表別表（略）	５－２－４　ダイヤルアウト通信料（略） 第２（略） 第２表～第３表（略） 料金表別表（略）
	▲IP通信網サービス契約約款　共通編 附 則（令和８年２月３日　ＣＡＳ１サ第000400010005-01号） この改正規定は、令和８年３月１日から実施します。